

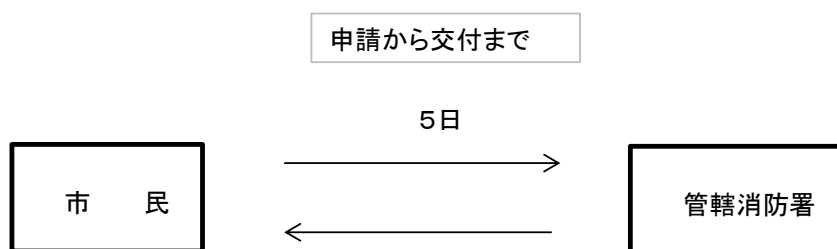
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 37

処 分 名	禁止行為の解除承認	
処 分 の 概 要	松山市火災予防条例第23条第1項各号に定める指定場所における禁止行為の解除を承認する。	
根 拠 法 令 名	松山市火災予防条例(昭和37年条例第18号)	
条 項	第23条第1項	
所 管 課	予防課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	なし	
標準処理期間	計	5日
審査基準	<p>禁止行為の解除承認申請に対する処分の審査基準に適合していることを基準とする。</p> <p>【根拠法令等】                      松山市火災予防条例                      第23条 次に掲げる場所で、消防長が指定するものにおいては、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込んで서는ならない。ただし、特に必要な場所において、消防長又は消防署長が火災予防上支障がないと認めるときは、この限りでない。                      (1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂もしくは集会場(以下「劇場等」という。)の舞台または客席                      (2) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗または展示場(以下「百貨店等」という。)の売場または展示部分                      (3) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定によつて重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡もしくは重要な文化財として指定され、または旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和8年法律第43号)の指定によつて重要美術品として認定された建造物の内部または周囲                      (4) 第1号および第2号に掲げるもののほか、火災が発生した場合に人命に危険を生ずるおそれのある場所</p> <p>松山市火災予防条例施行規則                      第7条 条例第23条第1項の規定により消防局長が指定する場所において、業務上喫煙し、裸火を使用し、又は当該場所に次の各号に掲げる危険物品(常時携帯するもので軽易なものを除く。)を持ち込む場合の同項ただし書の規定による承認を受けようとする者は、別記様式第2号により申請しなければならない。                      (1) 法別表に掲げる危険物および危令別表第4に掲げる指定可燃物                      (2) 一般高圧ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53号)第2条第1号に定める可燃性ガス                      (3) 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第2条第1項に掲げる火薬類</p> <p>禁止行為の解除承認申請に対する処分の審査基準</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
 それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。